

貸借契約書（案）

公益社団法人ふくい農林水産支援センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、パソコン機器の貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、その所有する別紙1記載の機器（以下「契約物件」という。）を甲に貸し付け、甲はこれを借り受けるものとする。

物件名 ノート型パソコン
設置場所 甲が指定する設置場所および台数（別紙2）

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年1月1日から令和11年12月31日までとする。ただし、甲において翌年度以降の歳入歳出予算の金額について、減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

（賃貸借料金）

第3条 甲は、契約期間中契約物件の賃借料金およびその消費税、地方消費税額を乙に支払うものとし、契約物件一式あたりの月額賃借料金は別紙1記載のとおりとする。

- 賃借料金の計算期間は、月の初日から月末までの1か月とする。
- 契約開始の月または解約の月において、契約物件の賃借期間が1か月に満たない場合の賃借料金は日割り計算によって算定する。

（契約保証金）

第4条 (A) 契約保証金は、金〇〇〇〇〇円とする。

※契約保証金は、契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に1.2を乗じて得た金額の100分の10以上。

※保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。

(B) 契約保証金を免除する。

※福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合。

（賃貸借料金の支払）

第5条 乙は、第3条に定める賃借料金を毎月末日における甲の検査終了後、甲に対し請求するものとする。

- 甲は、前項の規定により乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに賃貸借料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（遅延利息）

第6条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（契約物件の引渡し）

第7条 乙は別紙2「設置場所および台数一覧表」記載の場所に契約物件を令和6年12月27日までに設置し、甲が使用できる状態に調整を完了し、甲に引渡すものとする。

2 契約物件の引き渡し費用は乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第8条 乙は、契約物件の引き渡し完了後における隠れた瑕疵については、甲に対し責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(契約物件の管理)

第10条 甲は、契約物件の受渡し完了後に返還するまで善良な管理者の注意をもって、契約物件を維持管理するものとする。

2 甲は、天災その他自己の責めに帰しがたい事由によって、契約物件に損害が生じた時は、賠償の責を負わないものとする。

(設置場所の変更)

第11条 甲は、第7条の設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の了解を得るものとする。

(装置の追加)

第12条 端末機器に装置の追加を行う場合は、あらかじめ甲乙協議の上、書面をもって行うものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、甲が故意または重大な過失によって契約物件に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

(保険)

第14条 乙は、契約物件の盗難、滅失、損傷等の事故に対処するため、保険加入等、乙の責任において必要な措置を講じなければならない。

2 前条の規定により甲の負担する損害金は、乙が受領した保険金の範囲において免れる。

3 保険事故が発生したとき、甲は直ちにその旨を乙に通知するものとする。

(所有権の表示等)

第15条 乙は、契約物件に乙の所有に属する旨の表示をするものとする。

2 契約物件に含まれるソフトウェアに係る使用許諾権は甲に帰属するものとする。

3 契約期間終了後のソフトウェアに係る使用許諾権は甲に帰属するものとする。

(契約の解除および違約金)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由によりこの契約に違反したとき。

(2) この契約を履行せず、または、履行を継続することができないと認められるとき。

(3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。

(4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

(5) 契約の解除を申し出たとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により、この契約を解除したときは、乙は契約額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生したときは、甲は、その

超過額を請求することができる。

(損害賠償請求権)

第17条 前条の規定による契約の解除により甲に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責を負うものとする。

2 乙は、業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者に対し、その損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(契約物件の返還)

第18条 甲は、契約解除等により契約が終了したときは、使用している契約物件を設置場所において現状のまま速やかに乙に返還する。

2 乙は、返還を受けた契約物件を乙の負担において速やかに撤去するものとする。

3 乙は、契約物件を回収後、契約物件内のデータの間全消去を乙の負担において行うものとする。なお、乙はデータの消去等を完了後、報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、この契約によって知り得た業務上の秘密事項および甲の事務などで一般に公表されていない事項を、他に漏らしてはならない。この契約が終了し、また解除された後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第20条 乙は、契約実施中において、別紙3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講ずる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条の規定を適用する。

(個人情報の保護)

第21条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については「(公社)ふくい農林水産支援センター個人情報保護規程」の適用を受ける。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙4「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

第22条 乙は、事業の実施において物品を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めがない事項またはこの契約の履行について疑義が生じたときは、甲乙双方で協議して定める。

(紛争等の解決)

第24条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

上記契約の証として、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

(甲) 福井県福井市松本3丁目16番10号
公益社団法人ふくい農林水産支援センター
理事長 山本明志

(乙)

(別紙1)

機器明細

名 称	型 番	数 量	備 考
ノート型パソコン	Microsoft Office Home & Business 2024	40台	
光学式マウス		40式	(概ね手のひらサイズであること)
総額 (令和7年1月1日～令和11年12月31日)			円 (うち消費税および地方消費税 円)
月額賃借料金			円/月 (うち消費税および地方消費税 円)
令和6年度賃借料金 (令和7年1月1日～令和7年3月31日)			円 (うち消費税および地方消費税 円)
令和7年度賃借料金 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)			円 (うち消費税および地方消費税 円)
令和8年度賃借料金 (令和8年4月1日～令和9年3月31日)			円 (うち消費税および地方消費税 円)
令和9年度賃借料金 (令和9年4月1日～令和10年3月31日)			円 (うち消費税および地方消費税 円)
令和10年度賃借料金 (令和10年4月1日～令和11年3月31日)			円 (うち消費税および地方消費税 円)
令和11年度賃借料金 (令和11年4月1日～令和11年12月31日)			円 (うち消費税および地方消費税 円)

(別紙2)

設置場所および台数一覧表

【農地中間管理事業】

所在地	名称	台数
福井市松本3丁目16-10	(公社) ふくい農林水産支援センター	8
小浜市遠敷1丁目101	若狭合同庁舎内4階嶺南分室	1

【農業振興事業】

所在地	名称	台数
福井市松本3丁目16-10	(公社) ふくい農林水産支援センター	8
越前市安養寺町142字27-1	ふくい農業ビジネスセンター	2

【研修事業】

所在地	名称	台数
福井市松本3丁目16-10	(公社) ふくい農林水産支援センター	7

【公園等維持管理事業】

所在地	名称	台数
坂井市丸岡町楽間15	総合グリーンセンター	1
福井市寮町辺操52-21	農業試験場研修館	1
三方郡美浜町久々子35-32-1	園芸研究センター	1
あわら市井江葎50-8	ふくい園芸カレッジ	1

【現場管理事業】

所在地	名称	台数
福井市松本3丁目16-10	(公社) ふくい農林水産支援センター	3
越前市上太田町41-5	南越合同庁舎内2階丹南分室	1
大野市友江11-10	奥越合同庁舎内3階奥越分室	1
小浜市遠敷1丁目101	若狭合同庁舎内4階嶺南分室	3

【法人事業】

所在地	名称	台数
福井市松本3丁目16-10	(公社) ふくい農林水産支援センター	2

(別紙3)

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、福井県情報セキュリティポリシーおよび以下の事項を遵守するとともに、個人情報および業務上知り得た情報について守秘義務を負う。

(作業場所の特定)

第2 乙は、業務の実施に当たり、作業場所を特定し、情報の紛失や外部への漏えいを防止できる環境で行わなければならない。また、特定した場所以外への情報の無断持ち出しおよび外部送信を行ってはならない。

2 個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報（以下、「機密情報」という。）を取り扱う場合、作業場所は甲が指定した甲の施設内で行うものとする。ただし、作業の特性上、乙の施設内で作業を行わなければならない場合は、作業場所・作業に使用する機器・作業責任者および作業場所までの機密情報の搬送方法をあらかじめ甲に提出し承認を得なければならない。

(甲の施設内での作業時における事項)

第3 乙が甲の施設内で作業を行う時は、福井県庁舎等管理規則を遵守しなければならない。

2 機密情報を取り扱う作業を行う場合、乙が使用する端末および記録媒体等は、甲が貸与するものとし、乙はこれらを持ち込んではならない。ただし、乙が事前申請し甲が承認したものについてはこの限りではない。

3 乙は、甲の施設内で作業を行う場合、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、作業者および作業範囲等を明らかにした作業計画書を提出しなければならない。
- (2) 乙は、作業時に名札等を着用し、身分を明確に提示しなければならない。
- (3) 乙の発行する身分証明書を携帯し、甲の指示があった場合にはこれを提示しなければならない。
- (4) その他、甲から指示がある場合はこれに従わなければならない。

(緊急時対応)

第4 乙は、情報漏えい、滅失その他業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったとき、または生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、緊急時報告の手順を定めるとともに、緊急時の担当者の連絡先を提出しなければならない。

(作業者 ID およびパスワード)

第5 乙は、次の各号に掲げる事項に留意して作業者 ID およびパスワードを取り扱わなければならない。

- (1) 作業者 ID およびパスワードを他の者に使用されないよう、厳重に管理すること。
- (2) 作業者 ID によるアクセスは必要最小限とすること。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、業務にかかる資料、情報および情報資産のうち、甲から提供されたものおよびそれに基づき乙が作成したもの（以下、「関係資料」という。）を、甲の承認なく業務遂行以外の目的に使用してはならない。

(複写および複製の禁止)

第7 乙は、関係資料を甲の承認なく複写および複製してはならない。

(情報資産の返還)

第8 乙は、業務終了後、関係資料のうち甲から提供されたものについては返還しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第9 乙は、業務終了後、関係資料のうち成果物を除く乙が作成したものについては、速やかに廃棄しなければならない。

2 前項の廃棄を行う場合、乙は情報の復元ができないよう完全に消去するなど適切に処理しなければならない。

3 乙は、第1項の廃棄を行った場合は、廃棄を行った日時、担当者名および廃棄の内容を記録し、これを証明する書面を甲に対して提出しなければならない。

(実地調査および指示等)

第10 甲は、必要があると認める場合には、乙の作業場所の実地調査を含む乙の作業状況の調査および業務の実施に係る乙に対する指示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から作業状況調査の実施要求または業務実施に係る指示があった場合は、これらの要求または指示に従わなければならない。

(再委託および再々委託先への適用)

第11 乙が業務を再委託または再々委託する場合、この「情報セキュリティに関する特記事項」は、再委託先および再々委託先に適用されるものとする。

2 再委託先および再々委託先における情報セキュリティに関する責任は、乙が負うものとする。

(別紙4)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(個人情報保護のための措置)

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 責任者および業務従事者の管理体制および実施体制の構築
- (2) 個人情報の管理の状況についての検査に関する体制の構築
- (3) その他個人情報の保護のために必要な措置

2 乙は、前項の規定により講じた措置について書面で甲に報告しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、契約の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(複写等の禁止)

第6 乙は、甲の承諾なしに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 個人情報の複写・複製
- (2) 個人情報の送信
- (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送信または持出し
- (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾を得て第三者に委託するときはこの契約において乙が講じることとされている事項と同様の事項を当該第三者（以下「再委託先」という）に遵守させなければならない。

(個人情報の返還等)

第8 乙は、この契約の終了時に、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報について、直ちに甲に返還し、引き渡し、廃棄し、または消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、第1項に規定する個人情報の廃棄または消去を行った後、廃棄または消去を行った日時、担当者名および廃棄または消去の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(調査等の実施)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙および再委託先以降の第三者がこの契約による事務を処理するに当たり取り扱っている個人情報の管理の状況等について、調査または監査を実施することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(定期報告)

第11 乙は、契約内容の遵守状況について、甲に対し定期的に報告しなければならない。